

## 4. 道路法施行規則の一部を改正する省令

# 地下占用事業者との情報共有の強化(管理状況の報告義務)

令和7年3月26日 第4回対策検討委員会 資料3(抜粋)

▶直轄国道では占用者に対して占用物の管理状況を報告する義務を占用許可条件として規定。  
⇒今後、都道府県、市区町村においても同様の取組を進めるような仕組みを検討。

## 占用物件の維持管理について

### ■ 運用規定

#### 「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化 ガイドライン（令和元年5月30日）」（運用）

※ 直轄国道においては、占用者から道路管理者への報告義務を許可条件として規定。

※ 自治体には技術的助言として送付。



都道府県では、約 64 % ( 30自治体／47都道府県)

市区町村では、約 17 % (198自治体／1,198自治体※)

※1,741市区町村のうち回答のあった自治体

(令和7年2月28日時点)

において、ガイドラインを踏まえ、国と同様の取組を行っている。

## 関係箇所

### ■ 道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン(抄)

#### 第3 占用許可事務における道路管理者の対応

##### 1 許可審査における確認事項

###### (2) 占用物件の安全性

占用物件の占用期間満了に伴う更新時には、必要に応じて直近の管理状況について確認すること。

##### 2 許可条件

###### (2) 物件の種別に応じて附すべき許可条件

###### ア 第4の1に定める確認が必要な占用物件 ※

・「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から…  
占用許可後、5年が経過する時期を基本として、…占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること」

※ その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一緒に機能する占用物件並びに跨道橋

宛名（道路管理者）

【報告様式】  
氏名

占用許可物件の安全性について

占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

記

| 占用物件の名称 | 占用物件の安全性  | 備考                 |
|---------|---|--------------------|
| ○○○     | 〔記載例〕<br>○年～○年に実施した○○に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占用物件の安全性を確認 | ※可能な範囲内において数量等を記載。 |
|         |   |                    |
|         |   |                    |

# 地下占用事業者との情報共有の強化(管理状況の報告義務)

- 占用物の管理状況を報告することに対する委員からの次のご意見。(3/26 第4回対策検討委員会)
- ①令和元年から運用されているにも関わらず市町村で約17%にとどまっているのであれば、更に踏み込んだ制度的な検討が必要ではないか。
- ②占用者からの報告について、陥没リスクを踏まえた重点化した取組を進めていくべきではないか。
- ⇒上記を踏まえ、占用物の維持管理に関する基準を定めた道路法施行規則を改正し、占用者に対して以下を義務付け。

## 直轄の取組の横展開のための対応 (①関連)

### 占用物の安全性についての報告の義務化

占用物の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告

#### 【報告時期】

ア) 占用期間の更新時

イ) 電柱、電線、地下管路等は占用期間が5年を超える場合、ア)に加えて5年が経過する時期

## 陥没リスクを踏まえた追加的な取組 (②関連)

### 地下占用物連絡会議等が必要と認める場合に点検結果等の報告の義務化

占用物の点検の実施状況及び結果等を道路管理者又は地下占用物連絡会議等への報告

#### 【報告頻度】

道路管理者又は地下占用物連絡会議等が定める期間に1回

※占用物の規模等を考慮

# 地下占用事業者との情報共有の強化(管理状況の報告義務)

## 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

### (占用物件の管理)

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占用物件」という。)の維持管理をしなければならない。

## 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)(抄)

### (占用物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- 二 道路占用者が、次のイ又はロに掲げる占用物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。
  - イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの 占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき(許可を受けた道路の占用の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。)。
  - ロ イに掲げるもの以外のもの 占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。
- 三 前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果 その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるもの)が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。)が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

→ 改正し、追加

# 占用物件の維持管理ガイドラインの改正について

## 背景

- 令和7年1月28日、埼玉県八潮市の県道において下水管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生

「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」において、道路管理者と道路占用者の連携による地下空間情報の統合化について提言がなされた。



下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会(第1回)資料抜粋

## 課題・対応

- 提言の中で、主に以下の指摘がなされた

- 国管理道路では、地下占用物の管理状況を報告する義務を占用許可条件として規定しているが、自治体は一部にとどまっている。
- 管理状況の報告についても安全性を確認したことを証する書面のみの提出となっている。

### ▶ 上記を踏まえ、占用物の維持管理に関して以下を制度化

- 占用物の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること
- 地下占用物連絡会議等が必要と認める場合に点検結果等を報告すること

▶ **占用物の維持管理基準を定めた道路法施行規則を改正し、占用者に対して義務づけるとともに、ガイドラインを改正し運用を強化**

## 新・ガイドライン

- 道路法施行規則の改正を踏まえ「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（令和元年5月30日付国道利第1号・国道メ企第2号）を廃止し、改めて発出



- 占用物件に起因する道路の構造・交通への支障等を未然に防ぐための対応方針を示す

### 【道路占用者への周知徹底】

- ・道路法第39条の8により道路占用者へ維持管理義務が課され、場合によっては罰則があること

### 【道路管理者の対応】

- ・占用物件の安全性、点検計画、実施状況、結果等を報告させること
- ・道路占用者が維持管理等していないと認められる場合には、必要に応じて立入検査をすること

▶ **道路占用者の占用物件の維持管理に関する意識向上、道路占用者と道路管理者の情報共有の強化**